

東大阪市生活保護行政適正化推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本市の生活保護行政を適正に執行するにあたり、生活保護制度における現状を認識しつつ、市の取り組むべき重点課題として、生活保護行政にかかる不正受給、不正請求などへの対応、業務執行体制等について検討し、生活保護の適正化を推進するため、東大阪市生活保護行政適正化推進本部（以下、「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 生活保護行政の適正実施及び不正受給や不正請求などに対する対応方法等に関すること
- (2) 業務執行体制のあり方に関すること
- (3) 被保護者の自立支援に関すること
- (4) その他生活保護行政の分析及び改善にかかる事項に関すること

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長（生活支援部担当）をもって充てる。
- 4 委員は、別表1の職にあるものをもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が随時委員を招集して行う。

- 2 本部長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(幹事及び幹事会)

第6条 推進本部に幹事を置く。

- 2 幹事は、別表2にあるものをもって充てる。
- 3 幹事は、推進本部の所掌事務について、委員を補佐する。
- 4 幹事は、必要に応じて幹事会を開催する。
- 5 幹事会が必要と認めるときは、幹事以外の者に出席を求めることができる。
- 6 幹事会において検討・調整等を行った事項については、推進本部において報告する。

(事務局)

第7条 推進本部の事務局は、生活支援部生活福祉室生活福祉課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部及び幹事会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年1月17日より施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月22日より施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

別表1

副市長（副本部長でないもの）
市長公室長
企画財政部長
行政管理部長
生活支援部長
福祉事務所長のうち生活支援部長が指名する者

別表2

政策調整室次長
行財政改革課長
人事課長
財政課長
生活福祉室長
福祉事務所長のうち生活支援部長が指名する者
生活福祉課長
福祉事務所保護担当課長のうち生活支援部長が指名する者